



横浜市介護サービス運営費助成事業 助成金申請要領

令和2年7月（第2版）

横浜市健康福祉局
介護事業指導課・高齢施設課

目次

1	「横浜市介護サービス運営費助成事業」の目的	1
2	助成対象者	1
3	助成対象外	3
4	助成金交付額の計算方法	3
5	申請受付期間	7
6	申請から交付までの流れ	7
7	申請書類	8
8	申請書類に係わる注意事項	8
9	書類の提出	9
10	実績報告（令和2年2月以降の新規指定事業所のみ）	10
11	問合せ	10
12	【参考1】 通所系サービス事業所の皆様に取り組んでいただきたい感染症防止対策 （横浜市版ステッカー及びポスターをお配りします）	11
13	【参考2】 感染防止対策の取組状況確認チェックシート【通所系サービス】	13
14	【参考2】 横浜市介護サービス運営費助成事業助成金交付申請書 （第1号様式）	18
15	【様式3】 横浜市介護サービス運営費助成事業助成金交付請求書 （第6号様式）	22
16	【様式4】 横浜市介護サービス運営費助成事業実績報告書 （第4号様式）	24

1 「横浜市介護サービス運営費助成事業」の目的

通所介護、横浜市通所介護相当サービス、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護。（以下「通所系サービス等」という。）はサービスの特性上、「3つの密(密閉・密集・密着。以下「3密」という。）」を回避することが難しく、集団感染のリスクが高いことが想定されています。そのため、本市ではこれまでに集団感染防止の観点から、利用者数やサービス内容の縮小、サービスの中止等、様々な取り組みを依頼してきました。

本事業は、新型コロナウイルス感染症に係る3密対策等を行い、サービス提供を継続している通所系サービス等の事業所に対し、運営の継続を奨励し、さらに今後の感染症対策を持続するための助成金を交付することを目的としています。

2 助成対象者

次の(1)～(4)に該当する事業所に助成金を交付します。

ただし、令和2年2月から6月に新規指定を受けた事業所は、(4)について、例外規定があります。(6ページ(3)例外規定を参照)

(1) 助成対象のサービス種別

以下に示すア～カの6サービス(介護予防サービス、総合事業を含む)。

申請はア～カのサービスごとに行ってください。

用語	説明
通所系サービス事業所	ア 通所介護(総合事業含む) イ 通所リハビリテーション(予防含む)※ ウ 認知症対応型通所介護(予防含む) エ 地域密着型通所介護(総合事業含む)
短期入所系サービス事業所	オ 短期入所生活介護(予防含む) カ 短期入所療養介護(予防含む)

※みなし指定を含む。

(2) 対象事業所

令和2年6月末時点で事業所の指定を受けており、今後も3密対策を継続しながらサービス提供を続ける市内に所在する事業所。

(3) 3密対策等の感染症対策の継続的な実施

「感染防止対策の取組状況チェックシート」(申請書様式【別紙】)の内容を実施し、その基準を満たすこと。

項目2から4に該当しない(できていない)項目があった場合は、助成金の交付を受けられません。

以下の内容は通所系サービス事業所のみ対象です

※感染防止対策の基準を満たす事業所は、助成金の交付のほか、「感染症対策取組事業所」のステッカーと取組内容を記載したA4判ポスターをお送りします(8月以降順次送付)。

感染防止対策の取組評価の詳細については、横浜市ホームページの「通所系サービス事業所の皆様に取り組んでいただきたい感染症防止対策(横浜市版ステッカー及びポスターをお渡しします)」

横浜市ホームページ(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/checksheet.html>)を参照してください。

(4) 一定程度の減収がみられる事業所

過去2か月（令和2年3月と4月審査分）の介護サービス費用の平均額と、対象となる月（令和2年5月と6月審査分）の介護サービス費用の平均額を比較し、10万円以上減額となった事業所。

※計算方法の詳細は、「**4 助成金交付額の計算方法**」をご覧ください。

3 助成対象外

次に掲げる内容に該当する場合は、交付対象外とします。

- (1) 法令、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市介護サービス運営費助成事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っているもの。
- (2) 既に指定廃止となっている事業所、及び横浜市に指定廃止届出をしている事業所。
- (3) 介護保険法第70条第1項、第71条、第72条第78条の2第1項又は第115条の45の5第1項で指定された事業所以外の者。
- (4) この要綱に基づく助成金を過去にうけているもの。
- (5) その他市長が適当でないと認めるもの。

4 助成金交付額の計算方法

助成金交付額の計算方法は、以下の通りです。

なお、令和2年2月～6月に新規指定を受けた事業所は、過去の給付実績による助成額の算定が困難なため、定額の助成金を交付します。（詳細は6ページ（3）例外規定を参照。）

(1) 「介護サービス費」とは

令和2年3月～6月に国保連合会へ介護報酬請求を行った内容のうち、

利用者負担額と保険請求額を合計した金額 です。

- ・今回の「介護サービス費」は、本市が保険者である分のみが対象です。他市の被保険者へのサービス提供分（他保険者分）は算入できません。
- ・公費負担分を含みます。
- ・提供サービス費と加減算の10割に相当する額で、介護保険外サービスの費用は含みません。
対象外の例) 限度額超過で利用者の全額自己負担によるサービス提供分、宿泊サービス
- ・総合事業や介護予防サービス（「総合事業等」という。）を一体的に実施している事業所の場合、介護給付に総合事業等の介護サービス費を合計した金額です。
- ・通所サービスと総合事業の事業所番号が異なる事業所は、通所サービスに総合事業等の介護サービス費を合算して申請してください。

<留意事項>

- ・当該月に過誤調整・再請求を行った場合、本市が把握する「介護サービス費用」と差異が生じる可能性があります。あらかじめご了承ください。
- ・本市が計算に使用する給付実績は、国保連合会から本市へ提供された審査決定後の各金額です。
- ・事業所に毎月支払われる報酬支払額は、利用者負担額を含まず金額が異なりますのでご注意ください。

(2) 計算方法

① 【算定基準額】の算出

$$\text{【算定基準額】} = [A] - [B]$$

[A]比較月

過去2か月（令和2年3月と4月審査分）の介護サービス費用の平均額

[B]計算対象月

対象月（令和2年5月と6月審査分）の介護サービス費用の平均額

② 交付額の決定

【算定基準額】に応じて交付額を決定します。

交付額は以下のとおり 11 段階に区分しています。

下表の1か月あたりの助成額の3か月分（3を乗じた金額）が助成金交付額（合計）となります。

※【算定基準額】が10万円に満たない場合は、不交付となります。

<助成額>

【算定基準額】	1か月あたりの助成額	助成金交付額（合計）
10万円以上 20万円未満	5万円	15万円
20万円以上 40万円未満	10万円	30万円
40万円以上 60万円未満	20万円	60万円
60万円以上 80万円未満	30万円	90万円
80万円以上 100万円未満	40万円	120万円
100万円以上 120万円未満	50万円	150万円
120万円以上 140万円未満	60万円	180万円
140万円以上 160万円未満	70万円	210万円
160万円以上 180万円未満	80万円	240万円
180万円以上 200万円未満	90万円	270万円
200万円以上	100万円	300万円

<計算例1>

ある事業所の4か月間の介護サービス費用（10割）の金額が以下の内容だった場合。

サービス費用（10割）（円）

3月審査分	1,695,045 ①
4月審査分	1,843,741 ②
5月審査分	1,626,914 ③
6月審査分	1,637,744 ④

ステップ1 [A]比較月

①の3月審査分と②の4月審査分の介護サービス費用の平均額
(1,695,045 + 1,843,741)÷2 = 1,769,393 円

ステップ2 [B]計算対象月

③の5月審査分と④の6月審査分の介護サービス費用額の平均額
(1,626,914 + 1,637,744)÷2 = 1,632,329 円

ステップ3 【算定基準額】の算出

【算定基準額】 = [A] - [B]
1,769,393 - 1,632,329 = 137,064 円

ステップ4 【算定基準額】から、1か月あたりの助成額を求める。

【算定基準額】の137,064円は、10万円以上20万円未満の区分に該当するので、
ひと月あたりの助成額は「5万円」となる。

ステップ5 助成金交付額（合計）を求める。

ステップ4で求めた1か月あたりの助成額に“3を乗じた金額”が助成金交付額（合計）となる。
5万円 × 3 = 15万円

(3) 例外規定（令和2年2月～6月に新規指定を受けた事業所）

新規指定を受けた事業所は、過去の給付実績による助成額の算定が困難なため、下表のとおり、定額の助成額とします。

<助成額>

	1か月あたりの助成額	助成金交付額
通所介護	20万円	60万円
通所リハビリテーション	20万円	60万円
認知症対応型通所介護	5万円	15万円
地域密着型通所介護	10万円	30万円
短期入所生活介護	10万円	30万円
短期入所療養介護	10万円	30万円

<計算例2>

<令和2年3月に新規指定を受けた事業所の場合>

サービス種別： 地域密着型通所介護

ステップ1 助成額の一覧表（上表）から、1か月あたりの助成額を確認する。
1か月あたりの助成額は「10万円」となる。

ステップ2 助成金交付額（合計）を求める。
ステップ1で求めた1か月あたりの助成額に”3を乗じた金額（3か月分）”
が助成金交付額（合計）となる。

$$10万円 \times 3 = 30万円$$

(4) 助成金の交付対象になるか不明な場合

「助成額（目安）計算シート」に、月ごとの介護サービス費等の必要な情報を入力することにより、助成額の目安を確認することができます。

横浜市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス運営費助成事業について」
助成金交付額の計算方法－（4）助成金の交付対象になるか不明な場合

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigoservicejyosei.html>

5 申請受付期間

令和2年7月9日（木）から8月7日（金）まで（必着）

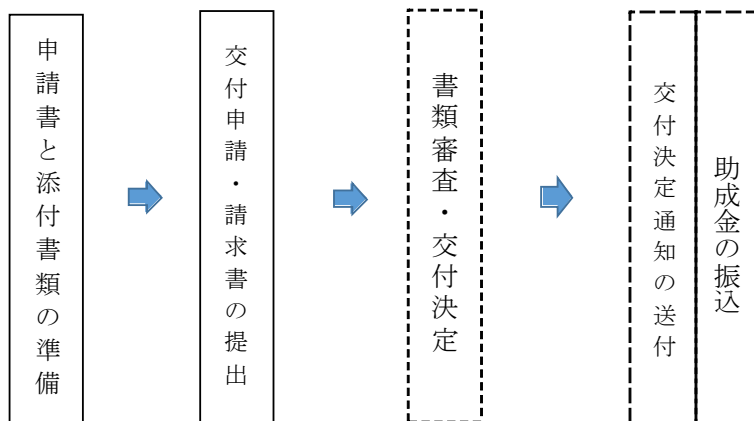
※受付期限を過ぎると交付できなくなりますので、必ず期限までに申請してください。

6 申請から交付までの流れ

- 令和2年2月から6月の新規指定事業所は、必要な申請書類が異なります。
- 申請受付当初は申請が集中することが予想されますので、振込までに時間を要する場合があります。

☞申請書類の詳細は7-1をご覧ください。

<通常の流れ>

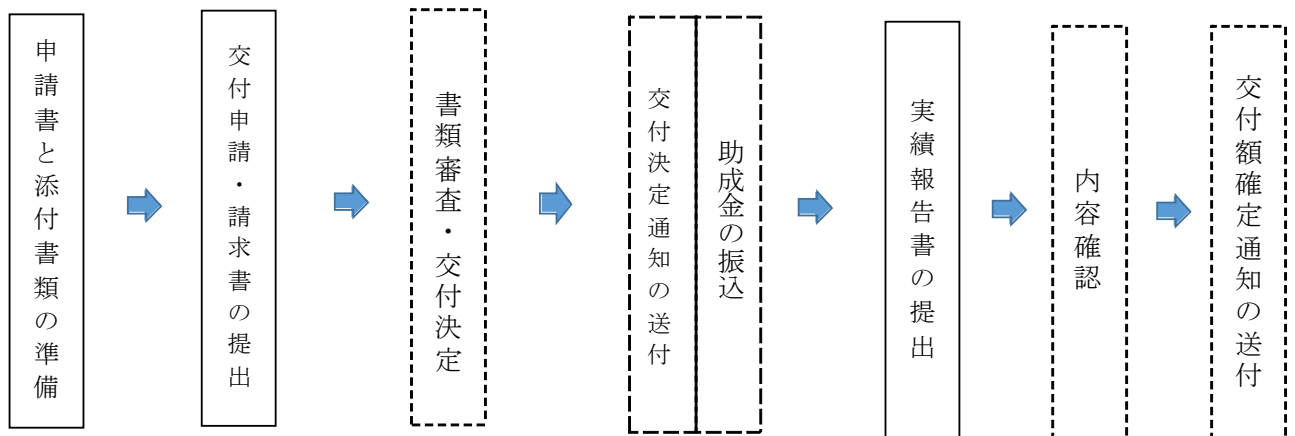


※審査の結果不交付の場合は、不交付決定通知を送付します。

☞申請書類の詳細は7-2をご覧ください。

<R2.2～6の新規指定事業所>

新規指定事業所は、助成金の受領後、実績報告（6月～8月分）の提出が必要です。



※審査の結果不交付の場合は、不交付決定通知を送付します。

7-1 申請書類

次の①～⑤の書類をすべて揃えた上でご提出ください。

- ① 横浜市介護サービス運営費助成事業助成金交付申請書兼実績報告書（第1-1号様式）
- ② 交付申請書様式（別紙）「感染防止対策の取組状況チェックシート」
横浜市電子申請フォームから回答し、回答完了画面を印刷したもの
（「到達番号」と「問合せ番号」が記載された画面）を添付してください。
※8ページの画面イメージを参照
※紙での回答は受付できません。
- ③ 横浜市介護サービス運営費助成事業助成金交付請求書（第6号様式）
- ④ 指定通知書（写し）
- ⑤ 振込先が分かるもの（通帳の見開きページ等の写し）

7-2 申請書類（令和2年2月～6月の新規指定事業所）

- ① 横浜市介護サービス運営費助成事業助成金交付申請書（第1-2号様式）
- ② 交付申請書様式（別紙）「感染防止対策の取組状況確認チェックシート」
※横浜市電子申請フォームから回答し、回答完了画面を印刷したもの
（「到達番号」と「問合せ番号」が記載された画面）を添付してください。
※8ページの画面イメージを参照
※紙での回答は受付できません。
- ③ 横浜市介護サービス運営費助成事業助成金交付請求書（第6号様式）
- ④ 指定通知書（写し）
- ⑤ 振込先が分かるもの（通帳の見開きページ等の写し）

8 申請書類に係る注意事項（共通事項） ※必ずお読みください。

（1）申請様式

ア 以下の様式は、横浜市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigoservicejyosei.html>

- ① 横浜市介護サービス運営費助成事業助成金交付申請書兼実績報告書（第1-1号様式）
（P18）
横浜市介護サービス運営費助成事業助成金交付申請書（第1-2号様式）
（P20）
- ③ 横浜市介護サービス運営費助成事業助成金交付請求書（第6号様式）（P22）

イ 横浜市電子申請サービスから回答してください。

② 交付申請書様式（別紙）「感染防止対策の取組状況確認チェックシート」

横浜市の電子申請システムから回答し、以下の画面を印刷したものを添付してください。これにより、申請書別紙の内容を確認します。回答完了画面が準備できない場合は、申請書の「3 宣誓事項」欄に到達番号を記載してください。

【通所系サービス】

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/form.do?id=1593389901530>

【短期入所系サービス】

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/form.do?id=1594122374153>

<回答完了画面について>

※一度画面を閉じると再度開くことができない画面となりますので、申請完了時に必ず印刷してください。

電子申請・届出サービス-簡易申請-申請完了 Page 1 of 1

申請内容入力
↓
申請内容確認
↓
申請完了

令和2年度 横浜市 感染防止対策の取組状況チェックリスト
申請完了

「令和2年度 横浜市 感染防止対策の取組状況チェックリスト」の申請を完了しました。

「問合せ番号」はメールでは通知いたしません。
「到達番号」と「問合せ番号」は、この後の申請状況を照会する時に必要となりますので、内容を確認の上、このページを印刷するか、メモに取るなどして、必ず控えるようにしてください。

到達番号: B12_345_678_012
問合せ番号: 123!B5

受付通知メールが届かない場合について
システムから自動送信する受付通知メールが15分以上経っても届かない場合、誤ったメールアドレスが入力されていた可能性があります。
メールが届かない場合には、到達番号と問合せ番号により照会を行い、申請内容を確認してください。

お問い合わせについて
申請頂いた内容等のお問い合わせには、上記「到達番号」と「問合せ番号」が必要になります。
このページを印刷して保管してください。

[最初のページへ戻る](#)

(2) 申請書類の記載方法

各申請書類とも記入例を参考に作成してください。記載不備等がある場合、書類を返送・補正いただくため、振込時期が遅くなりますのでご注意ください。

9 書類の提出

(1) 申請書類の提出先

下記へ郵送により提出してください。

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10
横浜市庁舎 16階
健康福祉局 介護事業指導課
介護サービス運営費助成担当 宛

(2) 申請に関する注意事項

- ・提出された書類は返却しませんので、必ず申請書類の控えを保存してください。
- ・申請に関する様式の押印箇所には、全て代表者印を押印してください。（銀行届出印の必要はありません。）署名のみや社名のみで社判は不可です。

10 実績報告（令和2年2月から6月の新規指定事業所のみ）

令和2年2月から6月に新規指定を受けた事業所は、6月から8月の間の事業実施状況に関する実績報告書の提出が必要です。

(1) 提出書類

横浜市介護サービス運営費助成事業実績報告書（第4号様式）

(2) 提出期限

令和2年9月1日（火）～9月15日（火）

(3) 提出先

下記へ郵送により提出してください。

実績報告書在中
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎16階 健康福祉局 介護事業指導課 介護サービス運営費助成担当 宛

11 問合せ

- ・問合せはメールをお願いします。
- ・メールでお問合せいただく前に、ホームページに掲載・随時更新している「よくあるご質問」に今回の質問内容が掲載されていないか必ずご確認ください。

	担当部署	問合せ先
通所系 サービス事業所	健康福祉局介護事業指導課	kf-kaigojyosei@city.yokohama.jp
短期入所系 サービス事業所	健康福祉局高齢施設課	kf-shisetsu-torikumi@city.yokohama.jp